

令和4年4月19日
茨城県保健医療部保健政策課
課長補佐（総括）関口（内線 3112）
直通：029-301-3129

新型コロナウイルス感染症就業制限解除通知の誤送付について

土浦保健所において、対象者2名への就業制限解除通知を、郵送用封筒への封入時に相手方を取り違えて、誤送付した事案が発生いたしました。

対象者様並びに県民の皆様の信頼を損ねる事案を起こしてしまつたことを深くお詫び申し上げます。

今後、同様の事案が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

記

1 誤送付した通知の内容

○感染症法に基づく就業制限の解除通知

- ・新型コロナウイルス感染症患者の就業制限解除を文書で通知するもの。
- ・患者本人の住所に郵送により交付。

2 通知に含まれる個人情報等

対象者氏名、性別・年齢・住所、感染症名（新型コロナウイルス感染症）、医師からの届出の内容、診断方法、就業制限を解除する理由、発症日、診断日、解除日

3 対象者様への対応

対象者A：4/13、夕方、本人から電話連絡により誤りが判明。同日中に自宅に訪問し、本人に謝罪し、誤送付した文書を回収。4/15に再度訪問のうへ、改めて謝罪し、本人あての通知を手渡した。

対象者B：4/13、対象者Aからの連絡を受け、本人に連絡するものの、郵便未到着で事実確認できず。

4/14に改めて本人宅へ到達確認を行った結果、入れ違いが判明したため、自宅に訪問し、本人に謝罪したうへで、誤送付した文書を回収するとともに、本人あての通知を手渡した。

4 再発防止策

- 封筒宛名と通知の氏名等の確認漏れが原因であることから、複数の職員によるダブルチェックを行うよう、改めて担当職員に周知徹底する。
- 各保健所に当該事例を周知し、再発防止を徹底する。

(参考) 経緯

月 日	内 容
4月11日 (月)	・土浦保健所から対象者に新型コロナウイルス感染症療養解除通知を発送(4/11 発送分 356通)
4月13日 (水)	・対象者Aから土浦保健所に電話連絡。誤送付を把握。
	・同日、対象者Aの自宅を訪問し、本人へ謝罪。誤送付した文書(対象者Bあて通知)を回収、本人分は早急に送付することを伝える。
	・同日、対象者Bに電話連絡するも、郵便未到着で確認できず。翌日以降、再度連絡させていただくこととした。
4月14日 (木)	・対象者Bから、誤送付した文書(対象者Aあて通知)が到着したことを電話で確認。同日、自宅を訪問し、本人へ謝罪。誤送付した文書を回収するとともに、本人あての通知を手渡しした。
4月15日 (金)	・対象者Aの自宅を訪問し、本人に改めて謝罪し、本人あての通知を手渡しした。
4月18日 (月)	・各保健所に、誤送付事例の発生、再発防止の徹底を通知。